

令和7年度の茨城県地方協議会における取組

○茨城労働局の取組

自動車運転者の時間外労働の上限規制

R 6年3月31日まで

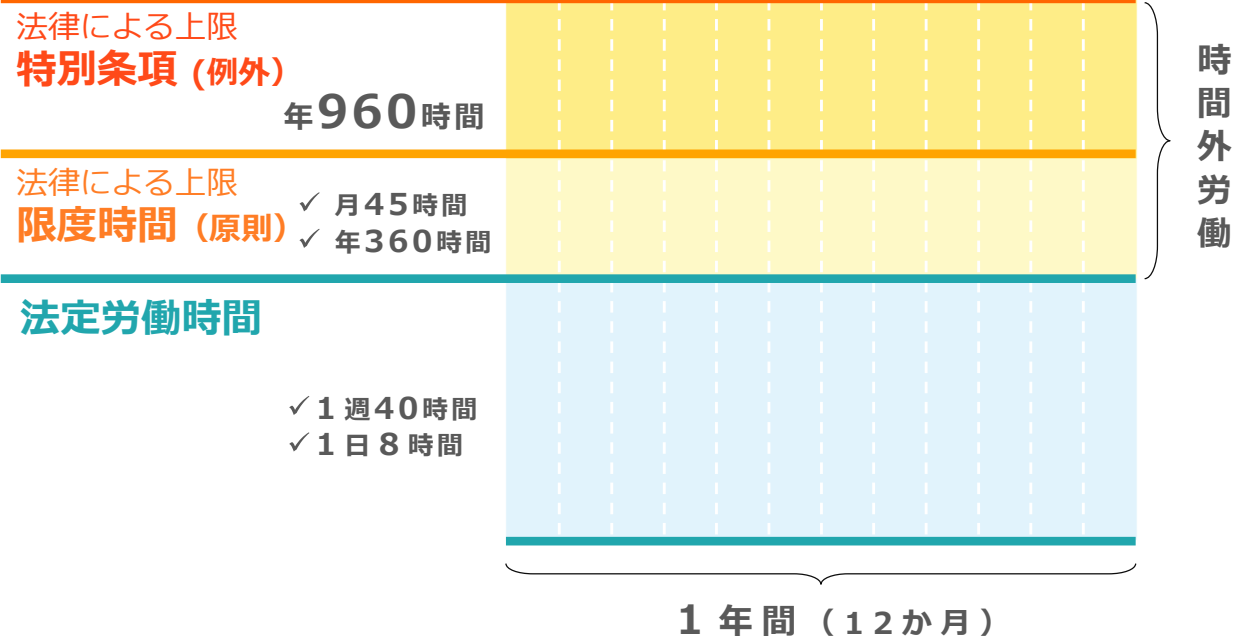
上限なし ※大臣告示（限度基準告示）の適用なし



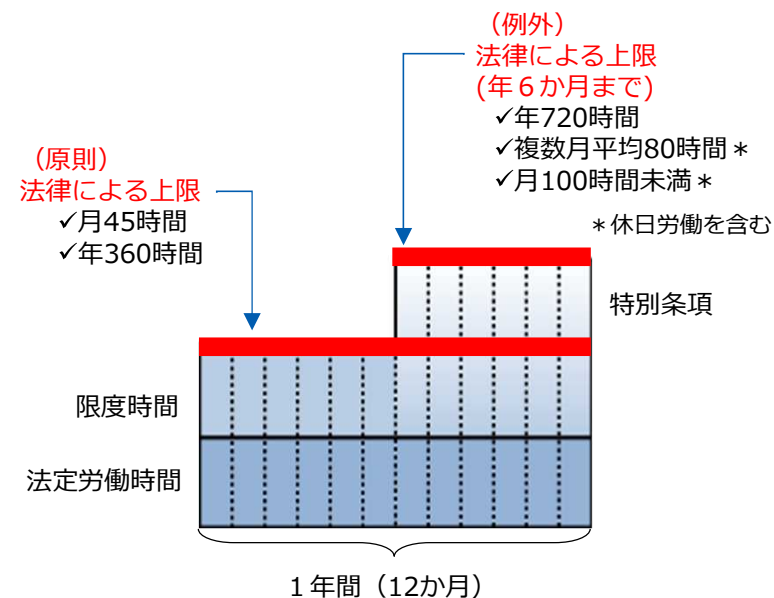
R 6年4月1日以降

※ 改正された「改善基準告示」も2024年4月から適用されている

自動車運転者の時間外労働の上限規制



(参考) 一般の業種の時間外労働の上限規制



改善基準告示の改正内容について



2024年3月31日まで

2024年4月1日以降

1年の
拘束時間

3,516時間以内

原則：3,300時間以内
例外（※1）：3,400時間以内

1か月の
拘束時間

293時間以内
労使協定により、年6か月まで
320時間まで延長可

原則：284時間以内
例外（※1）：310時間以内（年6か月まで）

1日の
休息期間

継続8時間以上

原則：継続11時間与えるよう努めることを基本とし、
9時間を下回らない

例外：
宿泊を伴う長距離貨物運送の場合（※2）、継続8時間以上（週2回まで）
休息期間のいずれかが9時間を下回る場合は、運行終了後に継続12時間以上の休息期間
を与える

運転時間

2日平均1日当たり
9時間以内
2週平均1週当たり
44時間以内

2日平均1日当たり 9時間以内
2週平均1週当たり 44時間以内

連続
運転時間

4時間以内
運転の中断は、
1回連続10分以上、
合計30分以上

4時間以内
運転の中断時には、原則として休憩を与える
（1回おおむね連続10分以上、合計30分以上）
例外：
SA・PA等に駐車できないことにより、やむを得ず4時間を超える場合、
4時間30分まで延長可

※1 労使協定により延長可（①②を満たす必要あり）

- ① 284時間超は連続3か月まで。
- ② 1か月の時間外・休日労働時間数が100時間未満となるよう努める。

※2 1週間における運行がすべて長距離貨物運送（一の運行の走行距離が450km以上の貨物運送）で、一の運行における休息期間が住所地以外の場所におけるものである場合

他にも特例等について定めあり。
詳細はパンフレットを参照。



監督指導の実施・改善事例

立入調査で把握した事実

- ① トラック運送を行う事業場に対し、各種情報から長時間労働が疑われたことから立入調査を行った。
- ② 主な輸送先は関東。長時間の荷待ちが原因で、36協定で定めた上限時間を超え、1か月当たり**最長で約130時間**の違法な時間外・休日労働が認められた。
- ③ 「自動車運転手の労働時間等の改善のための基準」に定める1か月の拘束時間284時間を超えて最大360時間、同様に1日の拘束時間15時間を超えて労働させ、休息时间についても継続9時間以上取得させていない日が認められた。

労働基準監督署の指導

◆違法な時間外・休日労働を行わせていたこと

- ・36協定の上限時間を超えて労働させていることについて是正勧告（労働基準法第32条違反）
- ・時間外労働・休日労働を1か月当たり45時間以内とするための具体的方策を検討し、その結果、講ずることとした方策の着実な実施するよう指導

◆自動車運転手の労働時間等の改善のための基準に違反していたこと

- ・1か月の拘束時間が284時間を超え、1日の最大拘束時間が1か月に15時間を超えていたことについて是正勧告（改善基準第4条第1項第1号、第2号）
- ・勤務終了後9時間以上の休息时间を与えていないことについて是正勧告（改善基準第4条第1項第3号）

長時間労働是正の取組

- ・長時間労働の短縮のために、荷主企業と協議を行い、荷物を分けたり、荷造りを荷主が行う等したりして、運送会社と荷主企業の協働で改善に向けた取り組みを行った。
(労働基準監督署が、長時間の恒常的な荷待ちを発生させないこと等について、荷主に対して要請を行った。)

発着荷主等に対する要請の取組①

- 令和4年12月23日の改善基準告示の改正に伴い、都道府県労働局に「荷主特別対策チーム」を編成し、長時間の恒常的な荷待ちを発生させないこと等について、発着荷主等に対して要請する取組を開始した。

1. 荷主特別対策チームの概要

1. トラック運転者の労働条件の確保・改善に知見を有するメンバーで編成

「荷主特別対策チーム」は、都道府県労働局に新たに任命する荷主特別対策担当官を中心に、トラック運転者の労働条件の確保・改善に知見を有する都道府県労働局・労働基準監督署のメンバーにより編成。

2. 労働基準監督署が発着荷主等に対して要請

労働基準監督署が、発着荷主等に対し、①長時間の恒常的な荷待ちの改善に努めること、②運送業務の発注担当者に改善基準告示を周知し、トラック運転者がこれを遵守できるよう協力することなどを要請。

3. 都道府県労働局が長時間の荷待ちなどの改善等に向け発着荷主等に働きかけ

都道府県労働局のメンバーが、労働基準監督署から要請された事項に発着荷主等が積極的に取り組めるよう、荷待ち時間等の改善に係る好事例の紹介等のアドバイスを実施。

4. 長時間の荷待ちに関する情報を収集

厚生労働省ホームページに、「長時間の荷待ちに関する情報メール窓口」(※)を新設し、発着荷主等が長時間の荷待ちを発生させていると疑われる事案などの情報を収集し、その情報を基に、労働基準監督署が要請等を実施。

※URL : https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/nimachi.html



2. 発着荷主等による長時間の荷待ちに対する取組

「長時間の荷待ちに関する情報メール窓口」に寄せられた情報の件数

24件

発着荷主等に対する要請を実施した事業場数

242事業場 (令和7年1月～令和7年12月)

発着荷主等に対する要請の取組②

- 賃金水準の向上に向けて、賃金の原資となる適正な運賃を支払うことを周知している（「標準的運賃」の周知）。
- 令和6年3月22日に改正された「標準的運賃」及び「標準運送約款」が告示され、「標準的運賃」は8%上昇、「標準運送約款」は附帯作業の料金等、契約条件の明確化された。
- 令和6年5月15日にいわゆる物流法が改正され、荷待ち時間等の削減に新たな努力義務が課されることを周知している。

発着荷主等に対する要請時に配布するリーフレット「STOP! 長時間の荷待ち」

荷主・元請運送事業者の皆さまへ

STOP! 長時間の荷待ち

物流は重要な社会インフラであり、国民生活や経済活動になくてはならないものです。

トラックドライバーの拘束時間の内訳

トラックドライバーの長時間労働を改善していくため、また、今後の物流を支えていくためにも、荷待ち時間、荷役時間の削減に向けた取組に、ご理解と協力をお願いします。

厚生労働省 都道府県労働局・労働基準監督署
国土交通省 地方運輸局・地方運輸支局

発着荷主・着荷主・元請運送事業者の皆さまへのお願い

1 長時間の恒常的な荷待ちの改善、荷役作業の効率化をお願いします

以下の取組にご理解とご協力をお願いいたします。

取組例

- 予約受け付けシステムの導入(発着荷主共通)
- パレット等の活用(発着荷主共通)
- 納品リードタイムの確保(着荷主)
- 運送を考慮した出荷時刻の設定(発着荷主) など

2 改善基準告示を発注担当者へ周知しましょう

令和5年10月～「標準的な運賃」についても周知

「標準的運賃」に、ご理解・ご協力をお願いします

「標準的運賃」とは、トラックドライバーの労働条件を改善し、ドライバー不足の解消を図り、安定した輸送力を確保するため、法令を遵守して持続的に事業を行ううえで参考となる運賃を国が示したものです。2024年3月に、「標準的運賃」は8%上昇、「標準運送約款」は附帯作業の料金等、契約条件の明確化を行う形で改正されました。

国土交通省 「トラック輸送の新たな「標準的運賃」が告示されました」

「改正物流法」に、ご理解・ご協力をお願いします

物流産業を魅力ある職場とするため、2024年4月からトラックドライバーに時間外労働の上限規制が適用されている一方、何も対策を講じなければ物流の停滞を生じかねないという、いわゆる「2024年問題」に直面しています。こうした中、同年5月に、荷待ち・荷役時間の削減や多重下請構造の是正を進める改正物流法が公布されました。

改正物流法に基づき、令和7年度以降、企業規模を問わず、すべての荷主(発着主・着荷主)と物流事業者(対し、荷待ち・荷役時間の削減等)のために取り組むべき措置について努力義務が新たに課せられます。また、トラック事業者の取引に対しては、運送契約締結時の書面交付や実運送管理体制の作成等の義務が新たに課せられます。

荷主・元請運送事業者の皆さまにおかれましては、物流の生産性向上・適正化に向けた「改正物流法」についてご理解いただき、ご協力くださいますようお願いいたします。

国土交通省 「改正物流法」について

お問い合わせ

令和6年9月～「改正物流法」についても周知

適正化指導

岩手	019-604-3006	山梨	055-225-2853	山口	083-995-0370
宮城	022-299-8838	長野	026-223-0553	徳島	088-652-9163
秋田	018-862-6682	岐阜	058-245-8102	香川	087-811-8918
山形	023-624-8222	静岡	054-254-6352	愛媛	089-935-5203
福島	024-536-4602	愛知	052-972-0253	高知	088-885-6022
茨城	029-224-6214	三重	059-226-2106	福岡	092-411-4862
栃木	028-634-9115	滋賀	077-522-6649	佐賀	0952-32-7169
群馬	027-896-4735	京都	075-241-3214	長崎	095-801-0030
埼玉	048-600-6204	大阪	06-6949-6490	熊本	096-355-3181
千葉	043-221-2304	兵庫	078-367-9151	大分	097-536-3212
東京	03-3512-1612	奈良	0742-32-0204	宮崎	0985-38-8834
神奈川	045-211-7351	和歌山	073-488-1150	鹿児島	099-223-8277
新潟	025-288-3503	鳥取	0857-29-1703	沖縄	098-868-4303
富山	076-432-2730	島根	0852-31-1156		

(2024.9)

発着荷主等に対する要請の取組③

- 荷主、トラック事業者によりわかりやすく情報発信を行うため、自動車運転者の長時間労働の改善に向けたポータルサイト内に設けた「物流情報局」において、「標準運賃」や「荷待ち・荷役時間削減に向けた対応」等周知している。



「物流情報局」の掲載内容

荷待ち・荷役時間削減等に向けた対応

- 物流の適正化・生産性向上に向けた荷主事業者・物流事業者の取組に関するガイドライン
- 標準的運賃
- トラックGメン など

関係法令のポイント

- 物流改正法、関係省令 など

トラック運送事業者の皆さま向けのご相談先

- 働き方改革推進支援センター など



▲ポータルサイト



▲物流情報局
(荷主向け)



▲物流情報局
(事業者向け)

国民向け周知広報について（令和5年6月28日～）

- トラックドライバーの働き方改革の実現のため、厚生労働省では、国土交通省と連携して働き方改革PR動画を通じて、荷主に向けて荷待ち時間削減、荷役作業効率化に向けた協力を呼びかけている。



動画のポイント（知っていただきたいこと）

- トラックドライバーにとっては、荷物の積み下ろしの際の待機時間が負担となっており、荷主の立場から何も対策をしなければ、2030年度には約34%の輸送能力が不足する可能性があると言われていること。
- 荷主の方には、荷待ち時間の削減のため、適切な貨物の受取・引渡し日時の指定、予約システムの導入などの取組をお願いしたいこと。
- また、荷物の積みおろし作業の効率化のためにも、パレットの導入などの工夫を進めていただきたいこと。
- さらに、トラックドライバーの処遇改善に向けて、「標準的運賃」を参考に運賃や荷待ち・荷役作業等の料金などの見直しもご検討いただきたいこと。
- また、一般国民の立場においても、なるべく再配達にならないような配慮をお願いしたいこと。



←荷待ち時間の削減や荷役作業の効率化に向けた取組を解説



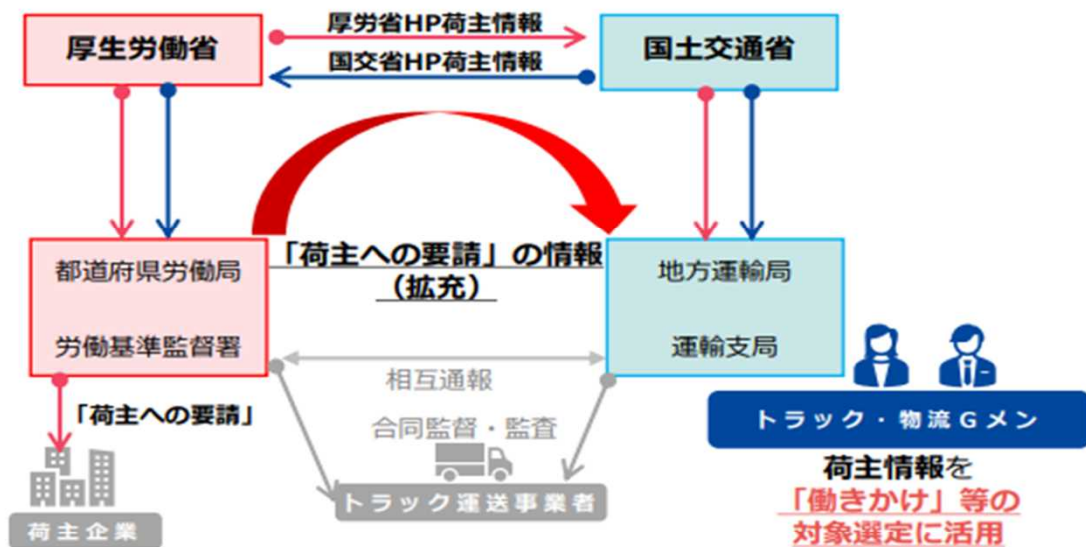
標準的運賃も周知→

「トラック・物流Gメン」設置に伴う国土交通省との連携強化（令和5年10月～）

① 荷主情報提供の運用強化

現行の国土交通省への荷主情報提供に加え、

- 荷待ちを発生させている疑いがあることを労働基準監督署が把握し、「荷主への要請」を実施した荷主の情報を、広く国土交通省に提供し、「トラック・物流Gメン」による「働きかけ」等の対象選定に活用



③ 「標準的な運賃」の周知強化

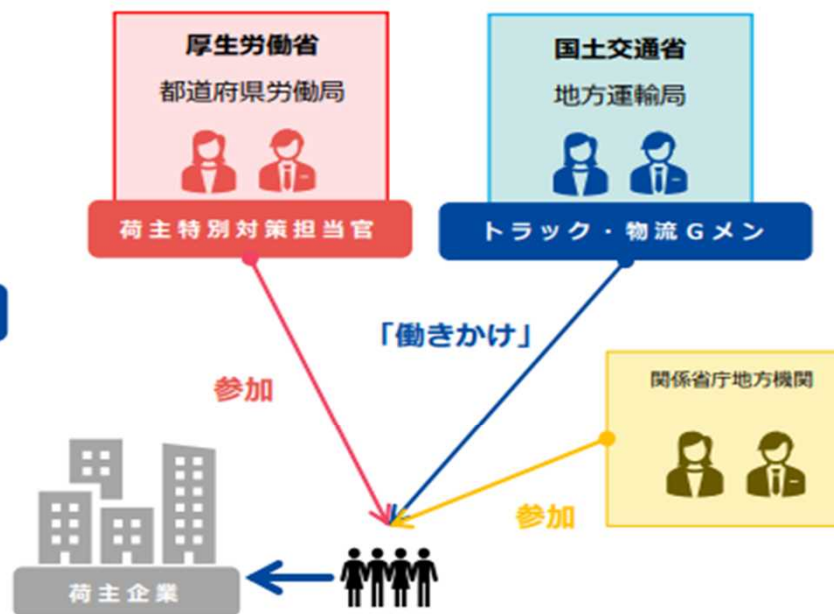
労働基準監督署が実施している「荷主への要請」の際、

- トラック法に基づく「標準的な運賃」も周知

② トラック法に基づく「働きかけ」の連携強化

荷主企業に対し、新たに、

- 国土交通省のトラック・物流Gメン+関係省庁が連携して、トラック運送事業者への配慮を「働きかけ」
- 長時間の恒常的な荷待ちを発生させていること等が疑われる場合は、都道府県労働局の「荷主特別対策担当官」も「働きかけ」に参加



- 令和7年9月から11月にかけて計5日間、茨城運輸支局と合同で荷主企業に対し「働きかけ」を行いました。

労働時間管理適正化指導員の活用

- 労働基準法や改善基準告示等の労働関係法令に詳しい者及びトラック、バス、タクシーの産業事情、経営課題、自動車運転者の労務管理等に詳しい者を「労働時間管理適正化指導員」(※)として選任し、各事業場を個別訪問の上、指導・助言を実施している。
- 業界団体未加入の事業場を個別訪問し、事業主等に対して労働基準関係法令等の周知・相談を実施(平成25年度～)している。
※47都道府県労働局において、3業種(トラック、バス、タクシー)を担当

活動実績

● 事業場への指導・助言 令和7年度(4月～12月) : 7件

⇒ 事業場を個別訪問して面談及び書類の点検等を実施。改善基準告示のほか、労働基準関係法令上必要な書類の整備や健康管理等の問題等について指導・助言を実施している。

● 業界団体未加入事業場への周知・相談 令和7年度(4月～12月) : 14件

⇒ 労務管理のノウハウの蓄積が乏しい等、労働基準関係法令等の周知・相談を要すると考えられる事業場を訪問し、労働基準関係法令及び労務管理上の問題等について周知・相談を実施している。

長時間の荷待ちの改善等の好事例

【事例①】 その他の製造業A社

<取組>

- ✓ 入庫・出庫時にシステム打刻をすることで荷待ち時間の実績を管理し、トラック業者とも適宜協議を行うことにより、荷待ち時間の解消に努めている。

【事例②】 ガラス製品製造業B社

<取組>

- ✓ 発荷主としては、積み込み前日までに荷物の準備を完了させることで荷待ち時間の短縮を図り、着荷主としては、入庫時刻の指定をずらすようにしている。

【事例③】 機械器具製造業C社

<取組>

- ✓ 当日に製造した製品を当日出荷するものであり、定時までには全数を発送することが原則であるが、定時を過ぎても発送できないものが残ることが常態化していた。トラック業者からの要望もあり、最終出荷時間や遅延割合を調査し、生産ラインでの効率化等の取り組みを行い、定時を過ぎても発送できないものの割合を大幅に少なくすることが出来た。

【事例④】 食料品製造業D社

<取組>

- ✓ 荷待ち時間を短縮するために、車両受付システムを導入し、トラック運転手の作業の標準化を図る、配送先別にピッキング作業をスケジュール化する等の取組を行っている。

説明会の実施

- 令和6年4月から、自動車運転者について適用が猶予されていた罰則付きの時間外労働の上限規制が適用される。時間外労働の上限は、原則として月45時間、年360時間となり、臨時的にこれを超えて労働させる必要がある場合であっても、年960時間以内となる。
 - 時間外労働の上限規制にあわせ、「改善基準告示」が改正される。
- これらを踏まえ、労働局・労働基準監督署において道路貨物運送事業者を対象に説明会を実施することにした。



令和7年度実績：令和7年4月～12月 **6回 108事業場**

パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージに基づく取組について

目的

中小企業等が賃上げの原資を確保できるよう、取引事業者全体のパートナーシップにより、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分を適切に転嫁できる環境を整備するため、政府一体となって対応する。

(令和3年12月27日閣議了解)

労働基準監督機関（都道府県労働局・労働基準監督署）における対応

労働基準監督署からの通報制度

- ▶ 労働基準監督署が中小受託事業者等に対する監督指導を実施した結果、労働基準関係法令違反が認められ、その背景に「買ったたき」等が疑われる事案については、労働基準監督機関から公正取引委員会や中小企業庁に通報
- ▶ 労働基準関係法令違反が認められなくても、賃金引上げの阻害要因として「買ったたき」等が疑われる事案については、労働基準監督機関から公正取引委員会や中小企業庁に通報（転嫁円滑化施策パッケージに基づく拡充）



中小受託
事業者等

賃金引上げの阻害要因が有る場合、
その旨を報告

労働基準監督署

賃金引上げの阻害要因が有る場合、
厚生労働省を経由して通報

公正取引委員会
中小企業庁

(中小受託事業者が匿名を希望する場合の秘密保持に万全を期す)

相談窓口の教示等

- ▶ 公正取引委員会や中小企業庁の相談窓口の教示
- ▶ 取適法や独禁法（物流特殊指定）の違反行為や通報制度についての周知

来年度の茨城労働局の取組

- 自動車運転者の労働時間等の労働条件確保のため、改正後の改善基準告示の遵守徹底を図っていく。
- 長時間労働の要因には、取引慣行等の事業主の努力だけでは改善が困難なものもあることから、労働基準監督署（荷主特別対策チーム）による取引慣行の見直しに向け発荷主及び着荷主並びに道路貨物運送業の元請事業者に対する要請等の取組を実施する。
- いずれの事業場も発着荷主になり得ることから、関係団体や関係行政機関と連携し、実施する説明会等で恒常的な荷待ちの改善について要請を行う。
- 労働時間管理適正化指導員による荷待ち時間の改善に向けた発着荷主等への支援、道路貨物運送事業者への個別訪問による労務管理のアドバイスを実施する。
- 物価上昇を上回る賃上げの普及・定着のため、労働基準法令違反や賃金引上げの阻害要因として「買ったたき」等が疑われる事案については、労働基準監督機関から公正取引委員会や中小企業庁に通報を行う。